

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区(東城戸)	令和3年3月24日	令和3年11月22日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	37.48 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37.48 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	1.52 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.28 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.00 h a

2 対象地区の課題

<p>■人 ○集落内の担い手は3名。その他入作者が数名いることから、現状は安定して営農継続が可能。 ○一方、現在の担い手の高齢化が進んでいる。 ○後継者も数名いるが、全体的には後継者が不足している状況。</p> <p>■農地 ○主な作物は水稲であるが、区画が1反区画の農地であり、農道等も狭小である。 ○畑地については、借り手がおらず、集積が困難な状況である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○集落の農地について、引き受け意向のある面積に余裕があり、今後リタイヤを検討している生産者の農地も引き受け可能である。 ○ただし、現状維持の農業者についても高齢化が進んでいることから、将来的に集落の担い手のみでは限界があることも懸念されるため、将来的な担い手（後継者）と法人の引き受け面積を検討していく必要がある。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

①農地中間管理機構関連農地整備事業の活用

○現在、農地中間管理機構関連農地整備事業を平沢地区を中心として計画しており、本集落の農地も範囲に含まれていることから、事業計画に含まれる他の集落と協議しながら採択に向けて取り組んでいく。

②多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、多面的機能支払制度に継続して取り組む。
○組織体制について、全面積を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内の農家・非農家も協力して運営していく。

③集積・集約化しない農地の耕作について

○現段階で担い手への集積を希望しない農地については、現在の耕作者が営農を継続していく。
○集落内にある畑地の利用についても、集落で話し合いを持ち自家用野菜などの生産を継続していくが、新規就農者の希望に応じて提供するなど、今後の利活用について検討していく。

④新たな担い手の育成・確保

○集落内の担い手の高齢化が進んでいることから、集落内の後継者の育成を進めるとともに、集落外からの農業従事者の確保についても検討していく。
○具体的には、新規就農者を広く募集を行い、集落内の畑地を提供し、露地野菜等の園芸作物の生産を行う環境を整えるとともに、現状の担い手による営農指導など、集落全体で継続した就農を可能とするための支援を行っていく。